



# 祝日が移動しています！計画的な更新手続を！



オリンピック・パラリンピック等のイベントがあるため、祝日が移動しています。

新しい祝日が反映されたカレンダーと免許証の有効期限を確認して、計画的に免許証の更新手続をしてください。

3か月間の延長措置をした後に更新手続を忘れてしまい、免許証の有効期限が切れてしまう方がいます。

延長措置をしている方は、免許証の裏面の有効期限の確認をよろしくお願ひします。

## 7月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19 海の日	20	21	22 海の日	23 スポーツの日	24
25	26	27	28	29	30 移動	31

※ 海の日→7月第3月曜日から7月22日へ変更

スポーツの日→10月第2月曜日から7月23日へ変更

10/11 (月)

スポーツの日

## 8月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8 山の日	9 振替休日	10	11 山の日	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	9/1	9/2	9/3	9/4

※ 山の日→8/11から8月8日（翌9日が振替休日）に変更

### 【注意！】

有効期限が土曜日、日曜日、祝日、振替休日及び年末年始（12月29日から翌1月3日まで）の場合は翌平日が有効期限です。

有効期限が祝日から平日に変わっている方は特に注意してください。

例1：7/19が有効期限の場合（祝日が平日に変更）

祝日変更前～7/20まで有効 →→→ 祝日変更後～7/19まで有効

例2：8/9が有効期限の場合（平日が祝日に変更）

祝日変更前～8/9まで有効 →→→ 祝日変更後～8/10まで有効